

国土交通大臣許可業者の経営事項審査申請の手続きについて

○国土交通大臣許可業者の経営事項審査申請の手続きについて

現在、岩手県内に主たる営業所を置く国土交通大臣許可業者からの経営事項審査申請の実質審査事務は、すべて国土交通省東北地方整備局で行っています（岩手県は、書類を経由するのみです（建設業法施行規則第19条の6））。

したがって、岩手県内に主たる営業所を置く国土交通大臣許可業者（岩手県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営む許可業者）における経営事項審査の申請の取扱いは、以下のとおりとなります。

1 提出方法

申請書及び確認資料の提出方法は、郵送、持参いずれでもかまいません。以下の提出先に送付（申請書は正本1部副本2部（計3部）、確認資料は1部）してください。

〒020-8570

盛岡市内丸10-1

岩手県県土整備部建設技術振興課

（電話：019-629-5954）

2 留意事項

・審査は、審査機関である国土交通省東北地方整備局が行います。通知書の発送のほか、書類や記載内容に不備がある場合や整合性に欠けたり記載要領に沿っていない場合など申請書の内容に瑕疵がある場合、審査機関である国土交通大臣東北地方整備局から申請者へ連絡等があることとなります。

・国土交通省東北地方整備局が行う審査に必要な確認資料は、封筒に入れ封をしてください。また、確認資料は東北地方整備局では原則返却していないのですが、確認資料を返却希望の場合は、東北地方整備局建設部計画・建設産業課建設業係（電話：022-225-2171）へお問い合わせください。

3 郵送の場合の留意事項

・郵送の際は、副本返送用の封筒（角2以上の大きさの封筒。返送先を記載し、副本返送に必要な額の切手（定形外など）を貼付すること）を同封してください。

・郵便事故に関する責任は負いかねますので御了承ください（手数料（収入印紙）があるので、書留郵便を推奨します）。

4 持参の場合の留意事項

・事前の予約は、特に必要ありません。

・持参時に担当者不在の場合、後日、郵送で副本を送付いたします。

5 申請内容に関する問い合わせ先

国土交通大臣許可業者の経営事項審査申請の内容に関する相談、照会は東北地方整備局建政部計画・建設産業課建設業係（電話：022-225-2171）へお願いします。

6 その他

この取扱いは、国土交通大臣許可業者に関するものです。岩手県知事許可業者（岩手県内にのみ営業所を設けて建設業を営む許可業者）の場合は、往復はがきにより所管の広域局土木部・土木センターでの対面審査を申込みこととなります。